（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四百三十九条のうち、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百四十八条第三項の改正規定中「第二十七条第七項及び第八項」を「第二十七条第八項及び第九項」に、」を削り、同法第二百八十九条第一項の改正規定中「第二百八十九条第一項」を「第三百条第一項」に改め、同法第三百十七条第一項の改正規定中「第三百十七条第一項第四号」を「第三百二十八条第一項第四号」に改め、同法第三百十九条の改正規定中「第三百十九条第二号」を「第三百三十条第三号」に、「同条第五号及び第六号」を「同条第八号及び第九号」に改める。

第四百四十四条中都市再生特別措置法第四十六条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第七十三条第一項中「民法第三十四条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第一号イ」を「第二号イ」に、「第六十八条の五の二第一項」を「第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項」に、「第六十八条の五の三」を「第六十八条の五の四」に、「第六十八条の五の四第一項第一号ロ」を「第六十八条の五の五第一項第一号ロ」に改める。

第二十五条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「指定市又は」を「指定市、」に改め、「以外の市」の下に「又は同条第三項の指定市以外の市町村」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　菅　義偉
国土交通大臣　冬柴　鐵三
環境大臣　若林　正俊

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「特例申告（」を「特例申告貨物（」に、「特例申告を」を「特例申告貨物を」に改め、「第十九条第六項、第十九条の二第四項及び第二十条第四項において同じ。）に係る指定貨物（同法第七条の二第一項に規定する指定貨物をいう。」を削り、「指定貨物に」を「特例申告貨物に」に改める。

第十四条第七号中「（自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。）」を削り、「で、その入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの」を「（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）」に改め、同条第八号中「（自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。）」を削り、「器具。」を「器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）」に改め、ただし書を削る。

第十九条第六項中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第十九条の二第四項中「特例申告に係る」を削り、「指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第二十条第四項中「特例申告に係る」を削り、「指定貨物」を「特例申告貨物」に改め、同条第五項中「指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

別表第〇四〇二・一〇号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第二二〇七・一〇号中「工業用アルコール」の下に「又は酢酸エチル若しくはエチルアミン」を加え、同表第二八四一・三〇号中「四・八％」を「無税」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「保税蔵置場に」を削り、「総合保税地域に外国貨物」を「外国貨物」に改め、同項第二号中「第六十二条（保税工場）」を「第六十一条の四」に改め、「（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）」、「（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」及び「（総合保税地域の許可）」を削り、同項第三号中「（総合保税地域）」を削り、同項第三号の二中「総合保税地域に販売用貨物等」を「販売用貨物等」に改め、同項第四号中「（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）」を「（外国貨物を置く場所の制限）」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第六十七条の二第一項第二号（輸出申告又は輸入申告の時期）に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたもの（第一号、第二号、第三号の二及び前号に掲げるものを除く。）当該輸入の許可の時

第七条の二第一項中「税関長の指定を受けた貨物（以下「指定貨物」という。）であつて」を削り、同条第二項中「指定貨物で」を「貨物（以下「特例申告貨物」という。）で」に改め、「当該許可ごとに」を削り、「指定貨物の」を「特例申告貨物の」に改め、同条第五項中「（変質又は損傷の場合の減税）」を「（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）」に、「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改め、同条第六項中「同項の指定を受けようとする貨物の品名」を「その住所又は居所及び氏名又は名称」に改める。

第七条の三中「指定貨物の」を削り、「指定貨物に」を「輸入申告に係る貨物（前条第四項に規定する貨物を除く。）に」に改める。

第七条の五第一号ホ中「第七条の十二第一項第二号ハ」を「第七条の十二第一項第一号ハ」に、「同項第三号」を「第二号」に、「一年」を「三年」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「イ」の下に「若しくはロ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　イに規定する法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

第七条の五第二号及び第三号を次のように改める。

二　承認を受けようとする者が、特例申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことその他特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していないとき。

三　承認を受けようとする者が、特例申告貨物の輸入に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていないとき。